

## (第6回) 大津市水道事業経営検討委員会 開催結果

1. 日時 平成28年1月26日(火) 14時00分～16時15分

2. 場所 大津市役所 災害対策本部室

3. 出席者(順不同)

<委員> 5名

青原 みどり (大津市地域女性団体連合会)

大林 一郎 (大津商工会議所 副会頭)

日下部 徹 (京都市上下水道局総務部 経営・防災担当部長)

杉澤 喜久美 (杉澤公認会計士税理士事務所)

西谷 順平 (立命館大学経営学部 教授)

※谷口委員は、欠席

<事務局> 17名

企業局 井上局長、山極次長、青木水道ガス事業長、白井技術監理監、

藤本浄水管理センター所長、入江収納対策監

経営戦略室 平尾室長、山中室次長、東副参事、中井主査、安孫子主査、  
藤野主任

水道計画管理課 杉田課長、山田課長補佐、市井主査、不破主査

料金収納課 鴨井副参事

<新ビジョン等に関する検討業務受注者> 3名(有限責任監査法人トーマツ)

4. 傍聴者 1名

5. 協議事項

前回までのまとめについて

6. 検討事項

(検討事項1) 料金体系決定における検討事項及び検討方針(その1)

(検討事項2) 料金体系決定における検討事項及び検討方針(その2)

(検討事項3) 料金体系の検討

7. その他報告事項

(1) 「湖都大津・新水道ビジョン」のデザインについて

## 8. 議事録

事務局： ただいまから、第6回大津市水道事業経営検討委員会を開会いたします。

本委員会は、大津市水道事業経営検討委員会規程第5条第2項の規定により、会議は委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができないとなっております。本日、委員6名のうち5名の委員にご出席いただいておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

### <配布資料の確認>

事務局： これ以降の議事進行につきましては、規程第5条第1項の規定に基づき、委員長である西谷委員に議長をお願いいたします。よろしくお願いします。

委員長： 議事に入る前に、本委員会は、大津市附属機関等の設置及び運営に関する指針第5、会議の公開、非公開に基づき、個人情報に関する等の特別な事由を除き、原則公開としておりますので、委員の皆さんから特にご意見がなければ、公開としますがよろしいでしょうか。

### <公開について異議なし 傍聴者入場>

委員長： 議事に入ります。前回までのまとめについて、事務局の説明をお願いします。

### <前回までのまとめについて（その他資料①～②）事務局より説明>

委員長： 前回の決定で主要なものは改定率21.4%です。これを受けて本日は具体的にどのような料金体系にするのかということが課題になります。では、検討事項1について、事務局の説明をお願いします。

### <検討事項（1）料金体系決定における検討事項及び検討方針（その1） (検討資料①) 事務局より説明>

委員長： 本日議論する7つの論点のうち、最初の3つの論点についてご説明いただきました。

①基本料金収入と従量料金収入の割合のあり方については、4つの方法のうちのii法を採用するという提案です。外部環境の変化からしますと、基本料金収入割合は増やす必要がありますから、現行の32%より多くなるのは、ii法かiv法です。ただiv法は54%になり、急激に大きくなるため、ii法を採用するというご提案ですが、よろしいでしょうか。

②基本水量のあり方については廃止の方向で検討したいという提案です。その理由としては、節水意識が高まっているので、基本水量に達していない家庭からは不満が出るということ。もう1つは、新しい水道料金算定要領で、国の方針としても基本水量は要らないのではないかと提案されているということで、国の方針性と市民からのアンケート結果をもとにして、基本水量を廃止する方向でいきたいということです。基本水量は廃止の方向で考えてみるとよろしいでしょうか。

③口径別基本料金単価のあり方については、理論流量比を使った方法で口径別の基本料金をつくりたいという提案です。方法②は断面積比、パイプの面積比で、方法①は理論流量比、そこに流れる水の量の比率で、方法③は①と②の比率を平均して、口径別の基本料金を決定するということになります。

これは大津市の基本料金がほかの中核市などと比べてかなり安いということが前提になっております。今まで他の市でも大体何十万円単位で設定されていたものが大津市では2万円だったので、他の市と同じような基本料金の体系にしていくということです。それも、固定費をどう割り振るか、基本料金をどのように回収するかということについて、理論流量比を用いた場合の計算結果です。方法①では、基本料金については、見た目上、かなり大きく変わります。300ミリについては今まで2万900円だったものが46万円、23倍ということになりますが、水道料金は基本料金と従量料金の合計ですので、基本料金が23倍になったからといって水道料金が23倍になるわけではないということをご理解いただいた上で、方法①理論流量比による基本料金を採用したいという提案に対して、いかがでしょうか。

委員長： では、検討資料2について、事務局の説明をよろしくお願ひします。

#### <検討事項（2）料金体系決定における検討事項及び検討方針（その2） (検討資料②) 事務局より説明>

委員長： 7つの論点のうち、後半4つについて説明いただきました。

④の従量料金の逓増度のあり方については、急激な変化は影響が大きいので、他都市並みに逓増度を緩和するという方向で、現在の1.9を1.6にするという提案です。

委 員： 8ページの従量料金の水量区画のあり方で、結論としては、現在の水量区画が適当であると考えられるため、水量区画は変更しない方針ということですが、8ページの「11から30の水量区画の分解について」の説明から、現在の水量区画が妥当という理由がわかりません。

事務局： 世帯別平均使用水量をご覧いただくと、1人世帯の平均が10立方メートル程度、

4人世帯の平均が30立方メートル程度となり、単身世帯を除く一般のご家庭の大半が11から30の水量区画に含まれます。そのため、一般のご家庭の単価については同一の単価が望ましいであろうということから、11から30の区画をあえて割る必要はないと判断しております

委員： ということは、0から10の方も同じになるということですか。

事務局： 0から10の区画につきましては、現在、基本水量があるため、従量料金単価は設定されておりません。そのため、急激な負担の増加とならないような設定が10立方メートルまでは必要ですので、後ほどの料金表ではまた別の単価を設定する形になっております。

委員長： ⑤については、水量区画は変更しないという提案で、⑥については口径別従量料金単価を設定するという提案です。⑦の公衆浴場用料金については、公衆浴場設置者は入浴料金を自ら設定できないので、劇的な水道料金の変化があると公衆浴場設置者にとって業務上問題が出ます。よって、4.5%の値上げとなる料金を設定するという提案です。

委員： 14ページを見ますと、公衆浴場の水量区画別件数で見ると、11から30立方メートルとか、31から50立方メートル、51から100立方メートルの区画毎に件数が載っていますが、これほど少ない量で公衆浴場と言えるのですか。

事務局： それぞれ公衆浴場によっては地下水を使っているところもございまして、単純にこの量だけで全体量を把握することができない状況になっております。

委員： 公衆浴場というのは、お風呂の水として使うから安くしてあげましょうということではないですか。

事務局： そうです。『公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律』という法律がございまして、国及び地方公共団体の任務ということで「公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずることにより、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならない」といった規定もありますので、一定の配慮が必要であるため設定しております。

委員： お風呂のお湯用に使われるのはわかりますが、この水量だったら通常の使い方ですよね、飲料用とか洗い物とか。それは通常の料金でいいのではないかと思いますが、どうでしょうか。

事務局： こちらの12件につきましては、滋賀県の公衆浴場業生活衛生同業組合という組合に加盟していただいている団体で公衆浴場として経営されておりますので、一般の家庭のような使い方をしていることはないという認識をしております。

事務局： 水道のご使用と地下水のご使用をもって、あわせて公衆浴場として経営なさっているという状況でございます。

委 員： ということは、一般の工場と一緒に、水道を使うと高いから地下水を使ってい るということですか。

事務局： どのような理由かは確認しておりません。

委員長： 使用量が11から30立方メートルだとすると、一般の家庭よりも少ないので公衆浴場が務まるのかというご意見だと思いますが、一旦ここは切り離してもいいのではないかと思います。というのは、公衆浴場というのは何立方メートル使わなければいけないということではなく、地下水を使われたり、温泉が出ていたりするところもあるかと思います。ご質問の意図は、水道料金そのものよりも、ちゃんと公衆浴場として営業されているところが、この料金を享受できるようになってるかどうかだと思います。ですので、この公衆浴場用の料金が適正に適用されていることをきちんと調べるということは後日の課題とした上で、普通に浴場を経営されているということを前提にして、公衆浴場の水道料金を決定するということでおろしいでしょうか。

事務局： 補足ですが、公衆浴場用の料金は100立方メートルまでが基本水量で、100立方メートルまで5,600円というのが現行料金です。実は、口径が50口径以上で、30立方メートルのご利用の場合は、公衆浴場の位置づけを外して一般料金で経営なさったほうが安いけれども、公衆浴場用料金を適用されているというお客様もおられます。

委 員： 公衆浴場の場合、口径の大きい給水管を使用していると考えられることから、現行料金では公衆浴場用の基本料金が高いので、一般料金よりも負担が多いかもしませんが、今回の改定を適用すると一般料金の基本料金が高くなるので、逆転して公衆浴場の用途のままの方が得をするということになってしまいます。ですので、公衆浴場の用途を残すのであれば、きちんと公衆浴場としてご使用いただいていることが前提になると思います。

委員長： 公衆浴場用料金というのは公衆浴場のために適切に使われて初めて意味をなすものですから、それについてはきちんと調べるということで取りまとめたいと思

います。もう1つ、企業をやっていらっしゃる方からすると、公衆浴場も他の業態と同じように原価としての水道料金を払うべきだという発想もあるかと思います。それについても、公衆浴場の料金というのは浴場自身が決めることができないということで、公衆浴場については今までどおりの料金体系設定にして、料金の適用については調べることにしたいと思います。

では、①から⑦についての提案については、これを了承するとして、検討事項3、料金体系、具体的な検討について事務局の説明をお願いします。

#### <検討事項（3）料金体系の検討（検討資料③）事務局より説明>

委員長： シミュレーション的にパターン①から④までの提案で、マル・バツの評価がついています。最終的には言葉としては書かれておりませんが、もし資料③の25ページに従うのであれば、二重丸のパターン②が事務局の提案になると思います。

委 員： 口径100ミリの平均的な使用水量はどれくらいになるのでしょうか。グラフでも1,500立方メートルを境に、他都市と差が出てきますが、大体どれくらいでしょうか。

事務局： 参考資料で、その他資料の④-2というページがございます。その表の一番下の薄いブルーのところに口径ごとの平均的な使用量を載せておりまして、100ミリの場合は2,450立方メートルが月平均になっております。

委 員： では、平均的な使用量の場合は、事務局の提案では中核市や人口類似他市の平均と比べれば安いという改定になっているという理解でよろしいでしょうか。

事務局： そのとおりです。

委員長： その他資料の④について事務局の説明をお願いします。

#### <（2）その他資料（④料金体系検討に係る資料）事務局より説明>

委員長： その他資料については、もし必要があれば、適宜参考していただくことにしまして、検討資料③に戻ります。最後の22ページから25ページのところが総括になります。パターン①が一律21.4%になり、二重丸が多いのがパターン②とパターン④です。パターン④は二重丸が多いけれども、バツもあるので最終的にはパターン②というご提案です。パターン②を見ますと、平均水量や平均使用量からすると、他都市との比較でもあまり変わらないので、先ほどの6つの論点をきちんと踏まえた上で料金体系が設定されていると思います。なお、基本料金は、先ほ

どの議論で、基本料金と従量料金を分けた上で議論しておりますので、基本料金はどのパターンでも変わらないという前提で、従量料金の議論をしているということでご理解ください。

検討資料③の18から21ページの棒グラフのところを見ますと、今回の料金改定によって、料金としては、滋賀県の中ではそれほど安い地域であるとは言えなくなると思います。ただ、別の表を見ていただきますとわかりますように、中核市の平均と比べたりすると、それでもまだ安いと言えるところでとどまっていると思います。

パターン②とパターン④の違いは、口径別の単価は一緒というパターン②と、パターン④は口径によって単価が変わってくることです。パターン②とパターン④の違いによって、どこにしわ寄せが来るかというと、大口でもなく生活用水でもない口径30から50ミリのところです。パターン④の場合は小規模の事業者のところで値上がりが大きく出てしまうことになります。そういうことを考えれば、小規模の事業者のところに過度にしわ寄せが行くパターン④よりは無難なパターン②がよいという提案です。なおかつ、どのような口径であったとしても単価の変わらない、要するに水道というものは口径によって単価が変わるものではないということを意識しているパターン②がよいという提案です。

仮にパターン②、パターン④のどちらを選んだとしても、地下水移行や業態の変更や業務内容の変化によって、口径が大きいのにあまり水を使っていない場合は、値上がりが深刻になってしまう可能性があります。よって、口径を今の業態に合った大きさに変更することについて、ある程度補助施策をつけた上で推奨するという形になるかと思います。

検討資料③の26ページで、給水管の減径工事に対する補助で京都市の例が出ていますが、これについては何か補足などはございますか。

委員： 京都市の場合は、最初の条例改正の提案で給水管の減径の利子補給金の制度を提案したわけではなく、議会において議員からのご提案がありました。基本料金を口径別に細分化し、大口径の基本料金が大きく上がりましたので、口径は大きいけれども使用水量が少ないところについては、その使用実態に応じた口径の見直しが必要となる場合があるので、減径する場合に何らかの対策をすべきであるというご意見がございました。そこで、工事費そのものを補填するよりは、金融機関からお金を借りたときの利息について補填する制度をつくりました。実際には、結構な数の減径のご相談があり、減径工事もたくさんありましたが、この制度の活用事例については1件だけでした。最終的にあまり活用されませんでしたが、ただ、料金改定を実施することによって市民の皆さんにご迷惑をおかけすることに対する対策としては、きちんとやるべきということで設置した制度です。

委員長： 大津市が今提案しているような案よりも大きく基本料金の上げ下げが出たとい

う理解でよろしいでしょうか、京都市の場合は。

委 員： 京都市の場合は大口径にはたくさんの基本水量を付与していますので、大体基本水量を使ってもらえば、改定率はそれほど大きくならないという考え方でしたが、実態として、大口径でも水量が少ないところが多かったので、配慮したということです。

委員長： その補助施策、例えば利子補給金についてはどこを原資にされるというような議論をされていましたか。

委 員： 原資についての議論は特段、議会等ではありませんでした。この制度構築に伴う財政への影響はさほど大きくないと考えましたし、その部分については経営努力で当然見るべきであるということでしたので、それによって料金改定等に影響はありませんでした。

委員長： では、水道料金収入の中からそれを出すということですか。

委 員： そうです。

委員長： 他にご質問はありますか。

委 員： これから料金改定のパターンをどの案でいくかという話にはなるかと思いますが、理論的な話でいくと、口径によって従量料金の単価を分けるかどうかということについては説明が難しいと思いますので、口径によって単価を分けないほうがよいと思います。

あと、単価の設定の仕方はそもそもどういう方法で決定されていますか。遅増度を低くするために、一番高いところの単価を変えないという考え方で設定されているためか、小口径で平均的な使用量の改定率が高いですね。大きな会社などで平均よりも水を多く使っているところには配慮がされているが、小口径・中口径の平均的に使っているところの改定率が結構高いように見えます。そういうところは、もともとの大津市の料金が低いので、あまり大きく負担が増えたというようなことを思われないように、きちんと説明していくというのが大事かなと思います。また、極端な使用者、要は全然水を使っていないけどある程度の口径を持っているところというのはかなりの改定率になるので、そういうところにも丁寧な説明をして、ご理解を得て、口径の見直しが必要であればちゃんと相談に乗って、説明責任をしっかり果たしていくことが、同じ料金改定をした経験から大事だと思います。

委員長： 結果としては件数が1件であったとしても、それに至るまでのプロセスをきっちり踏んで理解を得たということが大きかったということですね。それについては大津市も見習ってそういう施策を実施していけばよいと思います。

あと、単価の設定はどうですか。小口径で割合が大きくなっているということについては。

事務局： 従量料金単価の設定をそもそもどうしているかを申しておきますと、まず通増度を1.6という形で設定して、それはこの一番安い5円は対象とはしていませんけれども、149円と240円の上がり方が1.6倍程度におさまるようにまず設定させていただいております。その間の金額については、なるべく均等に金額が上がっていく形で単価を設定して、将来の水量区画ごとの水量を予測したものに単価を掛け、将来的に欲しい従量料金収入となるように設定しています。

また、一般のご家庭の改定率が高いのではというお話もございました。その点は、先ほどのその他資料の④-3のグラフのパターン②でいきますと、0立方メートルの方は23.8%から始まりまして、10立方メートルでは29.8%まで上がり、それ以降は、お使いいただくほど徐々に改定率が下がっていきます。一方で右側のグラフの金額差を見ていただきますと、0立方メートルの方は200円、10立方メートルで250円、20立方メートルで500円になっており、最終的には県内の他市との比較では、10立方メートルのところは、全体的に見ると高くはありません。ですから一般のご家庭には、なるべく改定後の金額が大きいものにならないように配慮させていただいていると考えております。

一方で、先ほどの大口径で使用量が多いところについても、なるべく改定率が低くなるようにあわせて設定させていただいたのがパターン②の表になっております。

委員長： 大口径のところが地下水に切りかえられると困りますので、水道料金があまりにも高くなり過ぎて地下水に切り替えるということになれば、料金改定をした意味が損なわれてしまいます。大口径の大量使用は、それほど件数が多いわけではないので、ある程度個別に対応が必要だと思います。パターン②の従量料金単価は、そこに過度な負担が行かないように配慮されていると思います。

委員： 検討資料①の20ページですが、③の口径別基本料金単価のあり方で、右の表に口径別に現行と方法①、方法②、方法③の料金があります。現在の13ミリで840円が、方法①で1,040円になるのは変化が大きい気がします。

委員長： その値段について、現行はどういう考え方であって、それを受けた方法①②③について改めて説明していただいてよろしいでしょうか。

事務局： 現行の基本料金の単価の設定につきましては、過去からほぼ一律の改定で実施されてきたという経緯がございます。昭和51年まで戻りますと、算定の方法として、メーターの管理に係る費用と需要家の方がいらっしゃることでかかる費用などを合計した配賦になっております。これは、理論流量比や断面積比を全く考慮していない配賦の仕方になっており、その名残がずっと続いていまして、このような現行の基本料金になっております。この理論流量比という、流れる量の多さの割合は、大きい口径についてはたくさんの量が流れるので、それに対する施設も同時に必要となってくるということから、その流れる量の割合で費用をご負担いただくというのが基本的な理論流量比の考え方です。断面積比も同様に断面積の大きさの割合で配賦するという内容になります。そういう割合で口径ごとに配賦していくことは、今回初めて設定する形になっています。

委員長： それゆえに、ほかの都市とは値段的には全然違うような基本料金になっていて、かなり安い料金になっていたということでもあると思います。

委 員： 安かったので、見直しということですね。

事務局： もう1つは、先ほどの基本料金収入の割合を増やすということもございます。どこかの口径の方にその増えた割合をご負担いただくことが必要になってくるということもあって、先ほどの理論流量比を加味して、なるべく大口径の、使用量の多い方々には基本料金をご負担いただくことで、小口径の方はなるべく基本料金が上がらない方法①を採用しています。

委 員： 基本水量の廃止については、どうですか。

委員長： 今まで10立方メートルまでは幾ら使っても従量料金は0だったということと、基本水量が基本料金に含まれていて、基本料金を払えば10立方メートルまではただというような感じで見えていました。

委 員： これからはそれがなくなることになるわけですね。

事務局： そのとおりです。ただ、10立方メートルまでは0円でしたので、そこに高い従量料金単価を設定いたしますと、例えば10立方メートルの方は改定率が非常に上がってしまいます。そのため、パターン②の場合は5円という非常に安い単価を設定して、一定の金額差をつける程度の改定とさせていただこうと考えています。

委 員： ひとり親とかいろんな弱者の方々のことも考えると、一遍に大きく上がってしまうと負担が大きいと思い、心配です。

委員長： 検討資料①の3ページを見ていただきますと、激変緩和に気をつけて、特に少量使用者などにしわ寄せが行くことは避けるということが前提となっています。ただ、そのかわりに、どこかに若干のしわ寄せが来てしまいますが。

委 員： 口径の大きいところに行くということですか。

委員長： そうですね。検討資料③のところに戻ってきますと、検討資料③の23、24ページを見ますと、②の場合も④の場合もしわ寄せが30から50口径と、業務用の少し大きいところに、どうしても行ってしまうので、そのところは三角とバツがついているということになっていますね。今回は三角とバツを見比べて、バツがついてしまうよりは、せめて三角ということで、丸と二重丸の数もあまり変わらないパターン②を提案として上げられていることになります。もちろん全てが二重丸というのが一番よいのですが、そういう理想的なことにはなっていないということですね。

委員長： 議論として検討すべきものはこれが最大のものになるかと思いますが、いかがでしょうか。もしパターン②の場合であれば、先ほどの京都市の例にもありましたように、減径工事に関してはきっちりと検討して、先ほど激変緩和ということがありましたけれども、使用水量によっては激変するところがある可能性もありますので、そういうところについては、料金設定そのものではなくて、きちんとした相談窓口とか、ソフトの面で相談に乗っていきながら対応していくことがよいという提案です。もしご議論がなければ、浴場については先ほどの4.5%、パターン②の議論で提案されたものについて、了承できればと思いますがいかがでしょうか。

委員長： では、今日は7つの論点を上げて一つ一つ確認した上で、このパターン②について提案されたものに対して了承できるという結論にしました。

では、その他報告事項のビジョンのデザインについての事務局の報告をお願いします。

#### ＜その他報告事項 「湖都大津・新水道ビジョン」のデザインについて (その他資料③) 事務局より説明＞

委員長： 安全と強靭のところは、下の字列は一緒ですけれども、持続についてはちょっと書き足したことですね。

事務局： はい。健全で持続可能な水道を未来につなぎますということで、文章形態をそ

ろえております。

委員長： そこについては、単に絵柄ではなくて字も変わってきてているということです。もしこの絵柄の中で不適切だということがあればご指摘いただいて、特にご意見がなければ、この絵柄でお願いするということでいきましょう。

では、今日の議論、検討事項1から3、その他報告事項のところまで議論をしてまいりました。特に前回、管理者から諮問を受けましたが、今日議論してきました7つの論点から最終的に導かれましたパターン②で料金体系をさらに具体的に、補助施策などをあわせて完成させた上で、その諮問に対してどう応えていくのか、どういうふうな文章と図表でもって応えるのかということについて、次回、議論させていただければと思っております。

では、本日の議論については以上になりますので、進行を事務局にお返しします。

事務局： 1点、事務局から報告事項がございます。前回もご報告させていただいたところですが、新水道ビジョンについてのパブリックコメントの正式な日程が決まりました。1週間後の2月1日から10日までの間において、ホームページで事前告知をさせていただきます。それが明けまして12日から3週間、3月3日までの予定で、広く市民の方からご意見をお聞きすることを目的としてパブリックコメントを実施させていただくことになりましたので、よろしくお願ひいたします。

なお、その結果につきましては3月22日、最終の第8回の委員会について、もしパブリックコメントが出ましたら、それに基づいた考え方の提示をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

<謝辞、次回の案内 事務局より>

閉会